

令和5年

第3回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和5年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件名	頁
報告第4号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	5
報告第5号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	8
報告第6号	令和4年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告について	11
議案第37号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第38号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	15
議案第39号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	21
議案第40号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	23
議案第41号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について	25
議案第42号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	32
議案第43号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第44号	令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	38
議案第45号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	43
議案第46号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	46
議案第47号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	49
議案第48号	令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について	52
認定第1号	令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	53

議案番号	件名	頁
認定第2号	令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	54
認定第3号	令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
認定第4号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	56
認定第5号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第6号	令和4年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	58
認定第7号	令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	59
認定第8号	令和4年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	60
報告第7号	令和4年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	61

報告第 4 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第10号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月21日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和5年5月20日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

令和5年5月20日、午後2時頃、おいらせ町若葉三丁目地内の町道において、おいらせ町(甲)が管理する道路に生じた亀裂の上を走行したところ、右前輪通過後にアスファルトの破片が飛び上がり突起物となり、その後通過した右後輪内側に突起物が接触し、タイヤ及びホイールを破損したものと

3 損害賠償額

76,010円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として76,010円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

報告第 5 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 1 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 4 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和 5 年 6 月 1 6 日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第 1 号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

(運転者) 乙の子

2 事故の概要

令和5年6月16日、午後1時30分頃、おいらせ町彦七川原地内の町道において、おいらせ町(甲)が管理する道路に生じた穴に乙所有の車両が落ち、左後輪タイヤを破損したもの

3 損害賠償額

6, 600円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として6, 600円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

50パーセント

報告第 6 号

令和 4 年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度に終了したおいらせ町病院事業会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和4年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較				
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支出済額との差	左の財源内訳			
					企業債	補助金	損益勘定留保資金		企業債	補助金	損益勘定留保資金		企業債	補助金	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	建設改良費	電子カルテシステム導入事業	令和3年度	円	24,800,000	0	38,000	円	24,800,000	24,800,000	0	38,000	円	0	0	0
			令和4年度	円	66,900,000	40,000,000	42,000	円	66,900,000	66,900,000	40,000,000	42,000	円	0	0	0
			計	円	131,700,000	40,000,000	80,000	円	131,700,000	131,700,000	40,000,000	80,000	円	0	0	0

議案第 37 号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

職員の特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について、国及び県の取り扱いに準じ、特定新型インフルエンザ等の防疫作業に係る特例措置を講ずるため提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（町長が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、4千円の範囲内で町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 雑則（第62条）」を「第3章 雑則（第62条・第63条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第7条第2項中「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条第3項中「同条第1号」を「同条第1号又は第2号」に、「「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「小規模保育事業B型（同条）」を「小規模保育事業B型（同令第27条）」に改め、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「同号において同じ。」を加え、「19人以下とし」を「19人以下」に改める。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第39条第2項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第1号中「とき」を「とき。」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に、「前4項」を「前各項」に改める。

第52条第3項中「限る。）」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」とを加える。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は

提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへ

の記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事

項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年おいらせ町条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年おいらせ町条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条―第48条)」を
「第5章 事業所内保育事業(第42条―第48条)
第6章 雑則(第49条) 」に改める。

第6条第1項本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。」の次に「以下同じ。」を、「認定こども園をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行うもの」を「行う施設」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（職員に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 0, 5 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 0 2 2, 8 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,627,598	74,076	2,701,674
	1 町 民 税	1,150,110	29,191	1,179,301
10 地方特別交付金		1,180,684	44,885	1,225,569
	1 地方特別交付金	32,700	353	33,053
11 地方交付税		3,508,425	123,891	3,632,316
	1 地方交付税	3,508,425	123,891	3,632,316
15 国庫支出金		1,769,511	62,633	1,832,144
	1 国庫負担金	1,325,619	15,947	1,341,566
16 県支出金		438,234	46,686	484,920
	2 国庫補助金	1,133,057	91,198	1,224,255
19 繰入 金	1 県負担金	680,833	3,766	684,599
	2 県補助金	386,210	87,555	473,765
	3 県委託金	66,014	△123	65,891
20 繰越 金		432,348	△133,010	299,338
	1 特別会計繰入金	2	8,555	8,557
21 諸 収 入	2 基金繰入金	432,346	△141,565	290,781
	1 繰越 金	20,000	57,383	77,383
		20,000	57,383	77,383
		68,918	2,208	71,126

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 町 債	5 雑 入	59,081	2,208	61,289
	1 町 債	251,437	21,784	273,221
歳 入	合 計	251,437	21,784	273,221
		10,722,375	300,516	11,022,891

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,898	73	107,971
	1 議会費	107,898	73	107,971
2 総務費		1,349,241	29,740	1,378,981
	1 総務管理費	597,003	6,116	603,119
	2 企画費	442,087	17,611	459,698
	3 徴税費	163,521	4,600	168,121
	4 戸籍住民登録費	86,621	1,550	88,171
	6 統計調査費	1,514	△137	1,377
3 民生費		3,915,004	67,449	3,982,453
	1 社会福祉費	1,871,373	46,542	1,917,915
	2 児童福祉費	2,043,609	20,907	2,064,516
4 衛生費		968,674	10,286	978,960
	1 保健衛生費	456,669	6,876	463,545
	2 清掃費	309,520	70	309,590
	4 病院費	198,829	3,340	202,169
6 農林水産業費		207,943	108,918	316,861
	1 農業費	191,821	106,048	297,869
	2 林業費	4,129	△704	3,425
	3 水産業費	11,993	3,574	15,567
7 商工費		90,157	31,406	121,563

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	1 商工費	90,157	31,408	121,563
	2 道路橋りょう費	1,453,105	12,675	1,470,780
	3 都市計画費	680,547	13,536	694,083
	4 住宅費	682,088	△3,047	679,041
9 消防費		7,317	2,186	9,503
		453,074	3,932	457,006
10 教育費	1 消防費	453,074	3,932	457,006
		1,125,873	36,037	1,161,910
	1 教育総務費	177,527	366	177,893
	2 小学校費	148,463	9,361	157,824
	3 中学校費	142,580	6,289	148,849
	235,930	1,412	237,342	
	5 保健体育費	421,373	18,629	440,002
歳	出	10,722,375	300,516	11,022,891
	合計			

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				限度額	償還の方法
いちよう公園体育館改修事業 (脱炭素化推進事業)	千円 1,900	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	千円 19,600	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。
	2,000				
町民交流センター改修事業 (脱炭素化推進事業)				10,600	

変更

起債の目的	補正		前		正後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
一川目地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	千円 18,700	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。	千円 19,600	証券借入
	10,500					
本町北コミュニティセンター改修事業 (適正管理推進事業)	40,300				44,700	
	4,400					
津波避難誘導標識改修事業					9,200	

いちよう公園テニスコート照明 塔改修事業 (適正管理推進事業)	8,200					27,900	
	44,537					45,121	
臨時財政対策債							

廃止

起債の目的	限度額
いちよう公園テニスコート照明塔改修事業 (脱炭素化推進事業)	12,800 千円

議案第42号

令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,254,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		472,222	△1,920	470,302
	1 国民健康保険税	472,222	△1,920	470,302
3 県支出金		1,492,906	1,090	1,493,996
	1 県補助金	1,492,906	1,090	1,493,996
5 繰入金		264,073	△35,487	228,586
	1 一般会計繰入金	228,109	477	228,586
	2 基金繰入金	35,964	△35,964	0
6 繰越金		1	45,601	45,602
	1 繰越金	1	45,601	45,602
7 諸収入		10,615	5,248	15,863
	3 雑収入	2,011	5,248	7,259
歳入	合計	2,240,425	14,532	2,254,957

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,030	477	48,507
	1 総務管理費	42,398	477	42,875
2 保険給付費		1,454,640	454	1,455,094
	2 高額療養費	169,800	454	170,254
		38,641	0	38,641
5 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	22,180	0	22,180
6 基金積立金		8	669	677
	1 基金積立金	8	669	677
7 諸支出金		5,968	12,932	18,900
	1 償還金及び還付加算金	2,773	12,932	15,705
歳出	合計	2,240,425	14,532	2,254,957

議案第 4 3 号

令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 9 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		1	33	34
	1 寄附金	1	33	34
3 繰入金		10,208	△438	9,770
	1 一般会計繰入金	3,143	△10	3,133
	2 基金繰入金	7,065	△428	6,637
4 繰越金		1	438	439
	1 繰越金	1	438	439
歳入	合 計	21,868	33	21,901

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		21,868	33	21,901
	1 奨学資金貸付事業費	21,868	33	21,901
歳出	合計	21,868	33	21,901

議案第 4 4 号

令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
について

令和 5 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 1 4 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 5 2, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,232	1,418	2,650
	2 負担金	1,230	1,418	2,648
4 繰入金		605,465	△3,146	602,319
	1 一般会計繰入金	605,465	△3,146	602,319
5 繰越金		1	6,776	6,777
	1 繰越金	1	6,776	6,777
6 諸収入		1	96	97
	2 雑収入	0	96	96
7 町債		229,500	1,000	230,500
	1 町債	229,500	1,000	230,500
歳入	合計	1,045,858	6,144	1,052,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		231,500	6,089	237,589
	1 総務管理費	231,500	6,089	237,589
2 事業費		125,861	55	125,916
	1 建設事業費	125,861	55	125,916
歳出	合計	1,045,856	6,144	1,052,000

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 総務費	1 総務管理費	下水道事業電算システム構築事業	10,101	令和4年度	6,016	11,111	令和4年度	6,016
				令和5年度	4,085		令和5年度	5,095

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	千円	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行なった後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。	千円	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行なった後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。	千円	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行なった後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。

議案第45号

令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		64,602	3,489	68,091
	1 一般会計繰入金	64,602	3,489	68,091
5 繰越金		1	962	963
	1 繰越金	1	962	963
歳入	合 計	135,515	4,451	139,966

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,577	4,451	53,028
	1 総務管理費	48,577	4,451	53,028
歳出	合計	135,515	4,451	139,966

議案第46号

令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,431千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,517,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		517,035	2,703	519,738
	1 介護保険料	517,035	2,703	519,738
3 国庫支出金		486,696	311	487,007
	1 国庫負担金	401,966	236	402,202
	2 国庫補助金	84,730	75	84,805
4 支払基金交付金		603,549	318	603,867
	1 支払基金交付金	603,549	318	603,867
5 県支出金		316,577	186	316,763
	1 県負担金	304,940	148	305,088
	2 県補助金	11,614	38	11,652
7 繰入金		442,289	△15,014	427,275
	1 一般会計繰入金	427,786	△511	427,275
	2 基金繰入金	14,503	△14,503	0
8 繰越金		1	154,927	154,928
	1 繰越金	1	154,927	154,928
歳入	合計	2,374,245	143,431	2,517,676

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		108,902	116,469	225,371
	1 総務管理費	88,217	116,378	204,595
	3 介護認定審査会費	13,377	91	13,468
2 保険給付費		2,175,100	1,180	2,176,280
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	1,180	8,980
3 地域支援事業費		89,736	195	89,931
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	54,718	85	54,803
	3 包括的支援事業・任意事業費	10,274	110	10,384
4 基金積立金		7	25,587	25,594
	1 基金積立金	7	25,587	25,594
歳出	合計	2,374,245	143,431	2,517,676

議案第 47 号

令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
について

令和 5 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,409 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		160,955	14,287	175,242
3 繰入金	1 後期高齢者医療保険料	160,955	14,287	175,242
	1 一般会計繰入金	81,443	△297	81,146
4 繰越金		81,443	△297	81,146
	1 繰越金	1	6,247	6,248
	1 繰越金	1	6,247	6,248
5 諸収入		14,506	1,227	15,733
	3 受託事業収入	14,105	1,227	15,332
歳入	合 計	256,945	21,464	278,409

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,820	△717	11,203
	1 総務管理費	10,070	△717	9,353
2 後期高齢者医療広域連合納付金		237,119	20,496	257,615
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	237,119	20,496	257,615
3 保健事業費		7,505	1,632	9,137
	1 保健事業費	7,505	1,632	9,137
4 諸支出金		401	53	454
	2 繰出金	1	53	54
歳出	合計	256,945	21,464	278,409

議案第48号

令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和5年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,118,262 千円	5,233 千円	1,123,495 千円
第1項 医業収益	989,775 千円	3,818 千円	993,593 千円
第2項 医業外収益	128,485 千円	1,415 千円	129,900 千円
	支 出		
第1款 事業費用	1,118,262 千円	5,233 千円	1,123,495 千円
第1項 医業費用	1,109,925 千円	4,902 千円	1,114,827 千円
第2項 医業外費用	6,335 千円	331 千円	6,666 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	552,843 千円	3,902 千円	556,745 千円

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 1 号

令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 2 号

令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和5年8月31日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 3 号

令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算につ
いて、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 4 号

令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 5 号

令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 6 号

令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 7 号

令和 4 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 8 号

令和 4 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度おいらせ町病院事業会計決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 7 号

令和 4 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備考
実質赤字比率	— (14.10%)	実質黒字比率 4.77%
連結実質赤字比率	— (19.10%)	連結実質黒字比率 22.64%
実質公債費比率	10.4% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率△28.00%

* () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第1号の規定による事業の規模 843,126 千円 ・資金剰余比率 119.9%
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 153,622 千円 ・資金剰余比率 4.4%
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 28,746 千円 ・資金剰余比率 3.3%

* () の数値は経営健全化基準の比率

* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

令和5年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	議案第37号関係 おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	64
2	議案第38号関係 おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	65
3	議案第39号関係 おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	78
4	議案第40号関係 おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	81

1 議案第37号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p><u>3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（町長が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、4千円の範囲内で町長が定める。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

2 議案第38号関係

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 雑則（第62条・第63条）</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 雑則（第62条）</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は</u></p>

改正案	現 行
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。</u>）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされ</p>	<p><u>電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされ</p>

改正案	現 行
<p>たものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 内閣総理大臣が定める指針</p>	<p>たものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 厚生労働大臣が定める指針</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学</p>	<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学</p>

改正案	現 行
<p><u>前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</u></p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号において同じ。</u>)及び<u>小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)</u>にあつては6人以上<u>19人以下</u>、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に關す</p>	<p><u>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</u></p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び<u>小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)</u>にあつては6人以上<u>19人以下とし</u>、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に關す</p>

改正案	現 行
<p>る規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育</p>	<p>る規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育</p>

改正案	現 行
<p>が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 略</p> <p>5～9 略</p>

改正案	現 行
<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 内閣総理大臣 が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 厚生労働大臣 が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節に</p>	<p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ</p>

改正案	現 行
<p>において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特</p>	<p>の節において同じ。)」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特</p>

改正案	現 行
<p>定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、<u>「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と</u>、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第3章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</u></p>	<p>定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第3章 雑則</p>

改正案	現 行
<p><u>することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供す</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>る」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第63条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第62条</u> 略</p>

3 議案第39号関係

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表
(抜粋)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第49条）</u></p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において</u>同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。<u>以下同じ。</u>）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。<u>以下同じ。</u>）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。<u>以下同じ。</u>）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号において</u>同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正案	現行
<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上の者に限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい</p>	<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上の者に限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行うもの</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p><u>て同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

4 議案第40号関係

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧
対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(職員に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなるから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。)」とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(職員に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</u></p> <p>3 略</p>